（別紙様式4）

令和7年7月31日

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地
早稲田速記医療福祉専門学校	昭和51年10月1日	川口拓也	〒 171-8543 （住所） 東京都豊島区高田3-11-17 （電話） 03-3208-8461
設置者名	**設立認可年月日**	**代表者名**	**所在地**
学校法人川口学園	昭和44年7月14日	川口拓也	〒 171-0033 （住所） 東京都豊島区高田三丁目11番17号 （電話） 03-3200-6504

分野	認定課程名	認定学科名	専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度
教育・社会福祉	教育・社会福祉	介護福祉科	平成10年度	ー	平成28年度

学科の目的	介護福祉士は、介護を支えるマンパワーとして中核的な存在となっている。介護保険制度の導入とその後の見直し、また障害者総合支援法の導入の中で、個別ケアによる利用者本位のサービス提供がすすめられている。介護の現場では、認知症の対応をはじめとして、知的障害、精神障害、発達障害のある方等への対応など、身体介護だけではなく心理的・社会的支援も重要となっている。 本学科では、基本的な介護を提供できる能力及びコミュニケーション能力を身につけ、幅広い介護ニーズへ対応でき、主体的に活動できる介護福祉士を養成する。
学科の特徴（主な教育内容、取得可能な資格　等）	2年の養成期間で5回実施する介護実習を軸に、学生一人ひとりが無理なく介護福祉実践力を高めていけるカリキュラムとなっている。特に注力しているのは、一層多様化する支援を必要とする方々が安心でき、信頼関係の構築の基盤となるコミュニケーション能力を高める授業の配置である。心理学に基づく様々な専門的な技術の修得に加え、手話・点字・文字盤等学科オリジナルの授業を展開している。またコミュニケーション能力が向上することによって生まれる「自己肯定感」の高まりも、弊学科カリキュラムの特徴である。取得可能な資格は、①介護福祉士受験資格・介護福祉士②医療的ケア基礎講習・実地研修修了証③上級救命技能認定証④レクリエーション介護士2級である。

修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技
2 年	昼	※単位時間、単位いずれかに記入 1,980 単位時間 単位	870 単位時間 単位	660 単位時間 単位	450 単位時間 単位	0 単位時間 単位	0 単位時間 単位

生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)	留学生割合(B/A)	中退率
90 人	89 人	58 人	65 %	2 %

就職等の状況

■卒業者数 (C) : 18 人
■就職希望者数 (D) : 17 人
■就職者数 (E) : 17 人
■地元就職者数 (F) 13 人
■就職率 (E/D) 100 %
■就職者に占める地元就職者の割合 (F/E) 76 %
■卒業者に占める就職者の割合 (E/C) 94 %
■進学者数 0 人
■その他

就職希望なし1名

（令和　　6 年度卒業者に関する令和７年５月１日時点の情報）

■主な就職先、業界等
（令和6年度卒業生）
特別養護老人ホーム、老人保健施設、有料老人ホーム等

第三者による学校評価

■民間の評価機関等から第三者評価： 無
※有の場合、例えば以下について任意記載

評価団体：　　受審年月：　　評価結果を掲載したホームページＵＲＬ

当該学科のホームページURL

https://www.wasedasokki.jp/gakka/mm.php

企業等と連携した実習等の実施状況（Ａ、Ｂいずれかに記入）

（Ａ：単位時間による算定）

総授業時数	1,980 単位時間
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	450 単位時間
うち企業等と連携した演習の授業時数	0 単位時間
うち必修授業時数	450 単位時間
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	450 単位時間
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	0 単位時間
（うち企業等と連携したインターンシップの授業時数）	0 単位時間

（Ｂ：単位数による算定）

総単位数	単位
うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	単位
うち企業等と連携した演習の単位数	単位
うち必修単位数	単位
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	単位
うち企業等と連携した必修の演習の単位数	単位
（うち企業等と連携したインターンシップの単位数）	単位

教員の属性（専任教員について記入）

① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者	（専修学校設置基準第41条第1項第1号）	4 人
② 学士の学位を有する者等	（専修学校設置基準第41条第1項第2号）	1 人
③ 高等学校教諭等経験者	（専修学校設置基準第41条第1項第3号）	0 人
④ 修士の学位又は専門職学位	（専修学校設置基準第41条第1項第4号）	0 人
⑤ その他	（専修学校設置基準第41条第1項第5号）	0 人
計		0 人

上記①～⑤のうち、実務家教員（分野におけるおおむね５年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定）の数	4 人

1.「専攻分野に関する企業、団体等（以下「企業等」という。）との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

（1）教育課程の編成（授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。）における企業等との連携に関する基本方針

介護保険制度が始まって20年を経て、専門職である介護福祉士に求められる知識や能力が益々多様化、高度化、複雑化していることから、特に現場の実情を踏まえた教育の実現がテーマとなっている。本学科では福祉関連事業者の役職員が委員として参画する福祉分野教育課程編成委員会を年2回以上開催し、この委員会での意見交換を通して、介護現場における専門性に関する動向、新たに必要となった実務に関する知識・技術・技能などを十分に把握・分析したうえで、本学科の専門教育にふさわしい、現場に求められる授業科目の開設や授業方法の改善・工夫を行って、福祉関連事業者等の要請を十分に生かすことのできる実践的かつ専門的な職業教育を行う。

（2）教育課程編成委員会等の位置付け
※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程編成委員会は、本校が実践的かつ専門的な職業教育を実施するために、企業等との連携を通じて必要な情報の把握・分析を行い、企業等の要請その他の情報・意見を十分に生かして教育課程の編成（授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫を含む。以下同じ。）を行うため、早稲田速記医療福祉専門学校の組織運営に関する細則第9条第2項⑹に基づき、設置する。

また、教育課程編成委員会は、実践的かつ専門的な職業教育の教育課程編成に関する細則第2条第1項により学科の分野毎に設置することとしており、本学科においては福祉分野教育課程編成委員会を設置している。

学科長は、履修に関する細則第2条第4項により、教育課程編成委員会での審議を通じて示された企業等の要請その他の情報・意見、提案を十分に生かした教育課程の編成を行い、校務運営会議において承認を得る。

（3）教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和7年7月31日現在

名　前	所　　属	任期	種別
戸嶋　哉寿男	杉並区定期巡回連絡会 代表	2024年4月1日～ 2026年3月31日	①
丸山　泰一	社会福祉法人池上長寿園 専門参与	2024年4月1日～ 2026年3月31日	③
川口　拓也	校長	2023年4月1日～	―
松田　朗	介護福祉科学科長	2022年4月1日～	―
中嶋　純也	介護福祉科教員 介護福祉科教務主任	2021年4月1日～	―
渡辺　愛子	介護福祉科教員	2024年4月1日～	―
濱野　厚子	介護福祉科教員	2025年4月1日～	―
榊原　幸之	事務局長	2023年4月1日～	―

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。
（当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「－」を記載してください。）
①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員（1企業や関係施設の役職員は該当しません。）
②学会や学術機関等の有識者
③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

（4）教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期
（年間の開催数及び開催時期）

年間の開催数は2回、開催時期は7月及び2～3月とし、当年度の教育の進め方と次年度の教育課程編成に活用する。

（開催日時（実績））
第1回　2024年度第1回福祉分野教育課程編成委員会　2024年8月9日　14:30～16:30
第2回　2024年度第2回福祉分野教育課程編成委員会　2025年2月28日　14:30～16:30

（5）教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況
※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

課題として、①コミュニケーション能力の向上、②利用者本位という観点における地域社会での「生活」を体験的に学習する機会としての介護実習実施、③多職種連携の3点が提示されている。①については「調べ学習」「考察学習」「体験学習」「創作活動」をふんだんに取り込んだ授業を設計していただくよう、専任・兼任両教員に依頼し、カリキュラム全体として学生一人ひとりのペースでコミュニケーション能力が高まっていくよう改善を重ねている。②については、地域密着型の介護サービスの事業場での実習と障がい者支援サービスの事業場での実習の機会を設け、その成果を見込んでいる。③については、看護科との合同授業を行い、連携実践のための基盤づくりの機会を設けている。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

（1）実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

介護実習に関する情報共有・意見交換を密に行いながら、実習指導者と連携・協働し、学生が介護実習の目標を達成できるよう努める。「介護実習支援システム」を利活用し、介護実習の事務的作業の省力化（合理化）・ペーパーレス化を推進し、介護実習指導者と養成校教員がより緊密に連携し、学習効果の向上を図る。

（2）実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

実習前に介護実習委託契約書の送付、介護実習の目標、学生調書、実習の内容、日程表などのデータを介護実習支援システムで共有する。その他、必要に応じて学生の情報をデータで共有し、個々の学生の状況に合わせて実習指導内容を調整する。

実習期間中に1週間に1回以上、担当教員が実習先に訪問して、指導者との情報交換や指導内容の調整をし、学生にグループまたは個別で指導をする。

介護実習評価票を用いて、7つの目標①コミュニケーション、②利用者理解、③生活支援技術の修得、④介護過程、⑤実習施設の役割と機能、⑥チームワークと連携、⑦自己覚知の項目ごとに4段階で実習指導者が評価する。

その結果により、担当教員が総合的に判断し、S～Dで評価をする。授業時数の5分の4以上の出席を要する。

年度の終わりに実習指導者懇談会を開催し、情報共有を行う。

（3）具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科　目　名	企業連携の方法	科　目　概　要	連　携　企　業　等
介護実習Ⅰ	3.【校外】企業内実習（4に該当するものを除く。）	個々の生活リズムや個性を理解するという観点から様々な生活の場において個別ケアを理解し、利用者・家族とのコミュニケーションの実践、介護技術の確認、多職種協働や関係機関との連携を通じてチームの一員としての介護福祉士の役割について理解する学習とする。	江東ホーム、あそか園、江古田の森、アトリエ村、関町、富士見台、フェニックス杉並、しらさぎホーム、山吹の里、グレイス、アバンセ、音羽えびすの郷、池袋えびすの郷、みぬま　総数15件
介護実習Ⅱ	3.【校外】企業内実習（4に該当するものを除く。）	個々の生活リズムや個性を理解するという観点から様々な生活の場において個別ケアを理解し、利用者・家族とのコミュニケーションの実践、介護技術の確認、多職種協働や関係機関との連携を通じてチームの一員としての介護福祉士の役割について理解する学習とする。	ウェルガーデン西が丘、風かおる里、なぎさ和楽苑、みどりの丘、奉優の家、はくちょう、アゼリア、さんじゅ阿佐ヶ谷、プライムケア川越、江古田の森、しらさぎホーム、シーダウォーク、東松山市総合福祉エリア、あそか園　総数15件
介護実習Ⅲ	3.【校外】企業内実習（4に該当するものを除く。）	個別ケアを行うために個々の生活リズムや個性を理解し、利用者の課題を明確にするための利用者ごとの介護計画の作成、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった介護過程を展開し、他科目で学習した知識や技術を総合して、具体的な介護サービスの提供の基本となる実践力を習得する学習とする。	江東ホーム、あそか園、江古田の森、風かおる里、アトリエ村、富士見台、関町、しらさぎホーム、みぬま、グレイス、アバンセ、アゼリア、山吹の里、恵みの家、フェニックス杉並、ウェルガーデン西が丘　総数16件
介護実習Ⅳ	3.【校外】企業内実習（4に該当するものを除く。）	個々の生活リズムや個性を踏まえ、地域社会の中にある生活の場において、個別ケアを知り、利用者・家族とのコミュニケーションの実践、介護技術について理解を促す学習とする。	品川区立大井、ルミエール光が丘、白山みやびの郷、ぬくみくるみ、えがおの家、みんなの家岩槻本町、はなまるホーム川口芝、みんなの家上福岡、はなまるホーム青戸、きずなホームひばりヶ丘、シャローム本天沼、みんなの家川越新宿、はなまるホーム北越谷、はなまるホーム井荻、さんとめ、きずなホーム小金井、 セントスタッフ戸田さくらそう、ココファン勝どき優っくりグループホーム他総数32件
介護実習Ⅴ	3.【校外】企業内実習（4に該当するものを除く。）	個々の生活リズムや個性を理解するという観点から様々な生活の場において個別ケアを理解し、利用者・家族とのコミュニケーションの実践、介護技術の確認、多職種協働や関係機関との連携を通じてチームの一員としての介護福祉士の役割について理解する学習とする。	新宿けやき園、江古田の森、小豆沢福祉園、高田馬場福祉作業所、万葉の里、シャローム上井草さくら、デイサービスLinoこまち、関町福祉園、中野区障害者福祉会館、その他総数12件

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係			
（1）推薦学科の教員に対する研修・研究（以下「研修等」という。）の基本方針 ※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記 本校は、福祉分野の教員の専攻分野における実務を教育内容や方法に反映した教育活動を実践するため、常勤教員に対し、企業等と連携して、教員の研修に関する細則に基づいて以下の研修を実施している。 ①専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能に関する研修 ②授業及び学生指導に対する指導力等の習得・向上に関する研修 教員は、業務経歴や能力、担当する授業科目や授業以外の担当する業務に応じて、上記の両方またはいずれかの研修を計画的に受講している。 研修は教務委員会が所管し、校外研修への参加は教員の研修に関する細則第7条に規定する以下の企業等が実施するものから、校長の指示及び学科長の作成した実施案を教務委員長がまとめた年度の教員研修計画に基づいて行っている。実施結果は研修報告、その他の方法により管理・評価している。 (1)実務に関する知識、技術、技能などについて知見のある企業、関係施設、業界団体 (2)教員の専門性の維持・向上を目的として研修等を行う職能団体（資格者団体、要請施設協会等） (3)関連学会や学術機関等 (4)国または地域の地方公共団体等の関係部局等 (5)その他学科長または教科系の長から推薦があり、校長が有益と認めた企業等 また、校内で実施している研修は以下の通りである。 ・上記の企業等の中から講師招いて、実務に関する知識、技術、技能などについて校内研修を実施している ・上記の企業等の中から専門家を招いて、学生相談、指導方法などについて校内研修を実施している			
（2）研修等の実績 ①専攻分野における実務に関する研修等			
研修名：	介養協関東信越ブロック教員研修会	連携企業等：	日本介護福祉士養成施設協会
期間：	2024年9月24日	対象：	専任教員
内容	「求められる介護福祉士像の具現化」を目指した、教員の具体的な取り組みの共有を通して、日頃の学習支援に活かす		
研修名：	全国教員研修会	連携企業等：	日本介護福祉士養成施設協会
期間：	2024/10/24～25	対象：	専任教員
内容	「学生の多様化における、学校（教員）の向き合い方」「介護ICT」「動画教材」「災害介護」等に着目したテーマである今回の研修は、どのテーマも日々の学習支援に深く関わりぼある内容である		
②指導力の修得・向上のための研修等			
研修名：	介護支援専門員　更新研修	連携企業等：	社会福祉法人千葉県社会福祉協議会
期間：	2024/10/31～2025/1/30	対象：	専任教員
内容	法定研修。介護支援専門員としての専門的な知識と技術、また長きにわたる実務経験は「介護過程」「介護総合演習」を担当する上で必須である		
研修名：	認定精神保健福祉士　更新研修	連携企業等：	公益社団法人日本精神保健福祉士協会
期間：	2024年10月27日	対象：	専任教員
内容	「人間と社会」領域「発達と老化」「心の健康」「精神障害者支援」等の科目を担当する上で必須の研修。また、実務者としても、精神保健福祉の第一線に立つ上で必須の研修である		
研修名：	スマート介護士EXPERT 資格取得試験	連携企業等：	株式会社善光総合研究所
期間：	2024年11月24日	対象：	専任教員
内容	介護現場のDxに対応した授業とデジタル機器の扱い等に関する専門的な知識の習得		
研修名：	地域包括ケアシステムにおける介護福祉士の役割と、そのための介護福祉教育	連携企業等：	日本介護福祉士養成施設協会　介護福祉教育学会
期間：	2024年8月7日	対象：	
内容	介護福祉士の専門性を学習する上で、最新の動向とそれらに関する教育方法の修得に役立てる		
研修名：	介護福祉士国家試験パート合格についての説明会	連携企業等：	日本介護福祉士養成施設協会
期間：	2025年3月26日	対象：	専任教員
内容	介護福祉士パート合格の詳細説明		
研修名：	学校におけるコンプライアンスとトラブル対応	連携企業等：	公益財団法人東京都私学財団
期間：	2024年11月12日	対象：	専任教員
内容	いじめ、合理的配慮、教員による性加害、保護者対応		
研修名：	令和6年度実践研修　合理的配慮の提供について	連携企業等：	東京都生活スポーツ局歯学部私学行政課
期間：	2024年11月25日	対象：	専任教員

内容	改正障がい者差別禁止法及び都条例に基づく合理的配慮の提供について、特別な配慮が必要な学生への接し方、学校における合理的配慮の方法等を当事者の立場から具体的に学び、適切な対応への一助とする		
研修名：	脳とAIの未来～ＡＩは教育をどう変えるのか～	連携企業等：	公益財団法人 東京都私学財団令和6年度公開講座
期間：	2024年12月12日	対象：	専任教員
内容	Society5.0、介護DX等社会が第4次産業革命の中にある現在と近い将来を見据えた教育の実現に不可欠の内容であった		
研修名：	令和６年度学校運営事例 主体的・対話的で深い学び〔アクティブ・ラーニング〕の実践	連携企業等：	公益財団法人 東京都私学財団
期間：	2024年12月19日	対象：	専任教員
内容	授業設計、教材製作、授業評価と改善に役立つ内容であった		
研修名：	専門学校における障がい学生支援の実態に関する調査 ～発達障害特性のある学生に着目して～	連携企業等：	筑波大学ダボットプロジェクト
期間：	2025年1月16日	対象：	専任教員
内容	合理的配慮を進める上での判断、決定するための基準づくりに役立てない。学生理解を深めるため		
研修名：	デジタル教育研究会	連携企業等：	公益財団法人 東京都専修学校各種学校協会
期間：	2025年2月17日	対象：	専任教員
内容	生成AIを含めたデジタル教材の利活用について、最新の状況を知ることで、授業設計に役立てる		

（3）研修等の計画 ①専攻分野における実務に関する研修等			
研修名：	第33回日本介護福祉学会	連携企業等：	日本介護福祉学会
期間：	2025/9/6～7	対象：	専任教員
内容	介護福祉の「シンカ」を問う～介護福祉学30年を振り返って～		
研修名：	日本介護福祉教育学会	連携企業等：	日本介護福祉士養成施設協会
期間：	2025年9月12日	対象：	専任教員
内容	介護の現場の現状に則した研修を受講することで、介護現場のニーズに応えられるよう、学習活動に反映する		
研修名：	全国教職員研修会	連携企業等：	日本介護福祉士養成施設協会
期間：		対象：	専任教員
内容	多様な学生に対する教育方法、授業設計を学ぶ		
②指導力の修得・向上のための研修等			
研修名：	2024年度と同様の研修を予定	連携企業等：	
期間：		対象：	
内容			

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

本校では学校教育法上の努力義務である学校関係者評価を実施して、高等学校、関連業界・企業関係者、卒業生、保護者などを委員とする学校関係者評価委員会を設置して、サポーターとしての視点から、本校が実施した自己評価の結果や課題の改善方法について評価や助言をいただき、次年度の重点目標の設定や具体的な取り組みの改善に役立てている。

また、結果を公表・説明して説明責任を果たし、学校関係者との連携、協力による特色ある学校づくりを目指している。

具体的には、自己評価報告書と関連資料等の確認や学校運営の観察等を通じて、本校教育と学校運営の継続的改善を図る観点から、以下について評価、改善のための助言をいただいている。

・自己評価の結果の内容が適切かどうか
・自己評価の結果を踏まえた今後の改善方策が適切かどうか
・重点目標や自己点検・自己評価の評価項目等が適切かどうか
・学校運営の改善に向けた実際の取組が適切かどうか

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	(1)教育理念・目的・育成人材像
(2)学校運営	(2)学校運営
(3)教育活動	(3)教育活動
(4)学修成果	(4)学修成果
(5)学生支援	(5)学生支援
(6)教育環境	(6)教育環境
(7)学生の受入れ募集	(7)学生の募集と受入れ
(8)財務	(8)財務
(9)法令等の遵守	(9)法令等の遵守
(10)社会貢献・地域貢献	(10)社会貢献・地域貢献
(11)国際交流	実施していない

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

各委員の提言に基づき、①募集委員を通した広報室との連携を図り、学科のカリキュラム・教育成果・最新の取り組み、職業の魅力や就職率の高さ等を、パンフレットやニュースレターとして発信している。②ディプロマポリシーの達成に向けた、学生による自己評価表の利活用で主体的に学びに取り組む姿勢を引き出し、コミュニケーション能力の習得につなげている。③卒業生と教員間での情報交換を密にし、就活や就業の様子に関する情報の共有を促進している。④教員の教育力向上に資する研修等(職場見学含む)への参加を、積極的に推奨している。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名　前	所　　属	任期	種別
金子　千尋	本校在学生保護者	2025年4月1日～ 2027年3月31日	保護者委員
森川　雅彦	元東京都立晴海総合高等学校 相談部主任　主幹教諭	2025年4月1日～ 2027年3月31日	高等学校関係者委員
石川　幹夫	本校昭和53年3月卒業生	2025年4月1日～ 2027年3月31日	卒業生委員
倉本　昌幸	武蔵野赤十字病院 事務部　企画課	2025年4月1日～ 2027年3月31日	医療事務関連業界関係者委員
藤井　寿和	合同会社福祉クリエーションジャパン 代表	2024年4月1日～ 2026年3月31日	福祉関連業界関係者委員
齊藤　つばさ	株式会社MCCマネジメント 管理本部 人材開発部 採用課	2024年4月1日～ 2026年3月31日	くすり関連業界関係者委員
赤塚　敦子	公益社団法人東京都看護協会 財務担当理事	2024年4月1日～ 2026年3月31日	看護関連業界関係者委員

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。
(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ)・ 広報誌等の刊行物 ・ その他(　　))

URL:　https://www.wasedasokki.jp/link/info_disclosure.php
公表時期:　令和7年7月1日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

（1）企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針
企業、在学生、卒業生、入学志願者、保護者、高校教員等に対し、教育内容、教育成果、教職員の取り組み、ハード面・ソフト面の変化への対応等について、学校関係者評価委員会、教育課程編成委員会等の外部委員のチェックを受けた上で、ホームページでの情報公開をはじめ、入学案内書、採用案内等の印刷物でも積極的な情報提供を行っている。

（2）「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
（1）学校の概要、目標及び計画	・学校の目標及び計画　・学校の沿革、歴史 ・諸活動の計画(防災対策等)
（2）各学科等の教育	・入学者に関する受け入れ方針　・カリキュラム　・進級・卒業の要件 ・資格取得、検定合格等の実績　・卒業者数、進路
（3）教職員	・教職員数、教職員の組織、校務分掌　・教員の専門性
（4）キャリア教育・実践的職業教育	・キャリア教育への取組状況　・実習・実技等の取組 ・就職支援等への取組
（5）様々な教育活動・教育環境	・サークル活動　・ボランティア活動
（6）学生の生活支援	・学生支援の組織、諸問題への対応
（7）学生納付金・修学支援	・学生納付金の取り扱い
（8）学校の財務	・事業報告書　・収支計算書等
（9）学校評価	・学校関係者評価の結果　・評価結果を踏まえた改善方策
（10）国際連携の状況	・留学生の受け入れ、派遣
（11）その他	・学則 ・学校関係者評価委員会名簿、会議録 ・医療事務分野教育課程編成委員会名簿、会議録 ・福祉分野教育課程編成委員会名簿、会議録 ・看護分野教育課程編成委員会名簿、会議録 ・くすり・調剤事務分野教育課程編成委員会名簿、会議録 ・医療秘書科別紙様式4 ・介護福祉科別紙様式4 ・看護科別紙様式4 ・くすり・調剤事務科別紙様式4 ・医療事務IT科別紙様式4 ・診療情報管理科別紙様式4 ・自己評価報告書

※（10）及び（11）については任意記載。

（3）情報提供方法
ホームページ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他（　　））
URL:　https://www.wasedasokki.jp/link/info_disclosure.php
公表時期:　令和7年7月1日

授業科目等の概要

	教育・社会福祉専門課程介護福祉科（令和７年度）																	
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・技・実	校内	校外	専任	兼任	
1	○			人間の尊厳と自立	人間の理解を基礎として、尊厳の保持と自立について理解し、介護福祉の倫理的課題への対応能力の基礎を養う。	1前	30	2	○			○			○	
2	○			人間関係とコミュニケーションⅠ	対人援助に必要な人間の関係性を理解し、関係形成に必要なコミュニケーションの基礎的な知識を習得する。	1前	30	2	○			○		○		
3	○			人間関係とコミュニケーションⅡ	介護実践のために必要な人間関係の理解や、対人援助理解、基礎的なコミュニケーション能力を養うと同時に「介護サービスの特性」「チームマネジメントの基本」に対する考え方とその取り組みについて学ぶ。	1後	30	2	○			○			○	
4	○			社会の理解	対象者の生活の場としての地域という観点から、地域共生社会や地域包括ケアの基礎的な知識を習得する。	1前後	60	4	○			○			○	
5	○			生きがいと地域社会	現代社会の基礎的問題を理解し、社会を見つめる感性や現代を生きる人間としての生き方について考える力を養う。	2前	30	2	○			○			○	
6	○			日本文化論	介護を実施するにあたって必要な礼儀作法や社会人としてのマナーや接遇、日本の伝統文化について理解する。	1前	30	2	○			○			○	
7	○			情報と社会	現代社会の基礎的問題を理解し、社会を見つめる感性や現代を生きる人間としての生き方について理解する。	1後	30	2	○			○			○	
8	○			介護の基本Ⅰ	介護福祉士の基本となる理念や、地域を基盤とした生活の継続性を支援するためのしくみを理解し、介護福祉の専門職として能力と態度を養う。	1前	30	2	○			○		○		
9	○			介護の基本Ⅱ	介護福祉の基本となる理念や、地域を基盤とした生活の継続性を支援するためのしくみを理解し、介護福祉の専門職としての能力と態度を養う。	1前後	60	4	○			○		○		
10	○			介護の基本Ⅲ	介護福祉の基本となる理念や、地域を基盤とした生活の継続性を支援するためのしくみを理解し、介護福祉の専門職としての能力と態度を養う。	1前後	60	4	○			○		○		
11	○			介護の基本Ⅳ	介護を必要とする人の理解と生活を支えるしくみ、多職種連携の意義を理解する。	2前	30	2	○			○			○	
12	○			コミュニケーション技術Ⅰ	対象者との支援関係の構築やチームケアを実践するためのコミュニケーションの意義や技法を学び、介護実践に必要なコミュニケーション能力を養う。	1後	30	2	○			○		○	○	
13	○			コミュニケーション技術Ⅱ	聴覚障害のある人たちのコミュニケーション手段を知ることによって、聴覚障害者への理解を深める。コミュニケーションの方法の一つとして手話の基礎技術を習得する。	1前	30	2	○			○		○	○	
14	○			生活支援技術Ⅰ	利用者の心身の状況に応じた食事を通して、QOLの向上が図れる。	1前	30	2		○		○			○	
15	○			生活支援技術Ⅱ	利用者本位のサービスを提供するため、多職種協働によるチームアプローチの必要性を理解する。利用者の安全に配慮した介護を実践する能力を養う。	1前	30	2		○		○		○		
16	○			生活支援技術Ⅲ	「尊厳の保持」「自立支援」の観点から、どのような状態であっても、その人の自立・自律を尊重し、残存能力を活かし潜在能力を引き出したり、見守ることも含めた適切な介護技術を用いて、安全に援助できる技術や知識について習得するための科目。	1前後	60	4		○		○		○	○	
17	○			生活支援技術Ⅳ	介護を必要とする人の暮らしと生活のありようを学び、生活場面における支援技術を理解し、実践できるための知識と技術を習得する。	2前後	60	4		○		○		○		
18	○			生活支援技術Ⅴ	介護を必要とする人の個別性を重視することと、看取りの状態にある人の特性を具体的に理解することの重要性を理解し、利用者の状態・状況に応じた支援が展開できる基盤となる知識と技術を習得する。	2前	30	2		○		○			○	
19	○			生活支援技術Ⅵ	障害や疾病に関する基礎的知識の理解や状態変化の把握を行い、生活上の困難に対しどのようにかかわるか学ぶ。特に障害に伴う基礎疾患として多い内部障害や脳血管障害、パーキンソン病、高次脳機能障害などがある方々の生活支援技術について学ぶ。	2前	30	2		○		○			○	
20	○			生活支援技術Ⅶ	介護を必要とする人の個別性を重視することと、疾病や障がいの持つ特性をいくつかの視点で具体的に理解することの重要性を理解し、利用者の状態・状況に応じた支援が展開できる基盤となる知識と技術を習得する。	2前後	60	4		○		○		○	○	
21	○			介護過程Ⅰ	本人の望む生活の実現に向けて、生活課題の分析を行い、根拠に基づく介護実践を伴う課題解決の思考過程を習得する。各領域で学んだ知識と技術を統合し、介護実践に必要な観察力・判断力及び思考力を養う。	1前後	60	4		○		○		○		
22	○			介護過程Ⅱ	本人の望む生活の実現に向けて、生活課題の分析を行い、根拠に基づく介護実践を伴う課題解決の思考過程を習得する。各領域で学んだ知識と技術を統合し、介護実践に必要な観察力・判断力及び思考力を養う。	2前後	60	4		○		○		○		
23	○			介護過程Ⅲ	介護保険制度において、介護支援専門員による適切な介護サービスの在り方を習得する。	2前	45	3		○		○			○	
24	○			介護総合演習Ⅰ	介護実践に必要な知識や技術の統合を行うとともに、介護観を形成し、専門職としての態度を養う。 質の高い介護実践やエビデンスの構築に繋がる実践研究の意義とその方法を理解する。	1前後	60	4		○		○		○		
25	○			介護総合演習Ⅱ	介護実践に必要な知識や技術の統合を行うとともに、介護観を形成し、専門職としての態度を養う。質の高い介護実践やエビデンスの構築に繋がる実践研究の意義とその方法を理解する。	2前後	60	4		○		○		○		
26	○			介護実習Ⅰ	地域における様々な場において、対象者の生活を理解し、本人や家族とのコミュニケーションや生活支援を行う基礎的能力を習得する。本人の望む生活の実現に向けて、多職種との協働の中で、介護過程を実践する能力を養う。	1前	60	2			○		○	○		○
27	○			介護実習Ⅱ	地域における様々な場において、対象者の生活を理解し、本人や家族とのコミュニケーションや生活支援を行う基礎的能力を習得する。本人の望む生活の実現に向けて、多職種との協働の中で、介護過程を実践する能力を養う。	1後	150	5			○		○	○		○
28	○			介護実習Ⅲ	地域における様々な場において、対象者の生活を理解し、本人や家族とのコミュニケーションや生活支援を行う基礎的能力を習得する。本人の望む生活の実現に向けて、多職種との協働の中で、介護過程を実践する能力を養う。	2後	180	6			○		○	○		○
29	○			介護実習Ⅳ	対象者の生活と地域との関わりや、地域での生活を支える施設・機関の役割を理解する。	1前	30	1			○		○	○		○
30	○			介護実習Ⅴ	対象者の生活と地域との関わりや、地域での生活を支える施設・機関の役割を理解する。	２後	30	1			○		○	○		○
31	○			こころとからだのしくみⅠ	介護実践に必要な観察力、判断力の基盤となる人間の心理、人体の構造と機能の基礎的な知識を理解する。	1前後	60	4	○			○		○		
32	○			こころとからだのしくみⅡ	生活支援を行う際に必要となる基礎的な知識として、生活支援の場面に応じた、こころとからだのしくみ及び機能低下や障害が生活に及ぼす影響について理解する。	2前後	60	4	○			○		○		
33	○			障害の理解	認知症の人の心理や身体機能、社会的側面に関する基礎的な知識を習得するとともに、認知症の人を中心に捉え、本人や家族、地域の力を活かした認知症ケアについて理解するため基礎的知識を習得する。	2前後	60	4	○			○		○		
34	○			発達と老化の理解Ⅰ	老化に伴う身体的・心理的・社会的な変化や、高齢者に多く見られる疾病と生活への影響、健康の維持・増進を含めた生活を支援するための基礎的な知識を理解する。	1後	30	2	○			○			○	

35	○			発達と老化の理解Ⅱ	人間の成長と発達の過程における、身体的・心理的・社会的変化及び老化が生活に及ぼす影響を理解し、ライフサイクルの特徴に応じた生活を支援するために必要な基礎的な知識を習得する。	2前	30	2	○			○		○		
36	○			認知症の理解Ⅰ	認知症の人の心理や身体機能、社会的側面に関する基礎的な知識を習得するとともに、認知症の人を中心に捉え、本人や家族、地域の力を活かした認知症ケアについて理解するため基礎的知識を習得する。	1後	30	2	○			○			○	
37	○			認知症の理解Ⅱ	認知症の人の心理や身体機能、社会的側面に関する基礎的な知識を習得するとともに、認知症の人を中心に捉え、本人や家族、地域の力を活かした認知症ケアについて理解するため基礎的知識を習得する。	2前	30	2	○			○			○	
38	○			医療的ケアⅠ	医療的ケアを受ける利用者や家族の気持ちに寄り添った声掛け・対応を学び、「医行為」に伴うリスクについての知識と介護福祉士としての対処方法を習得する。	1前後	60	4	○			○		○		
39	○			医療的ケアⅡ	医療的ケアを受ける利用者や家族の気持ちに寄り添った声掛け・対応を学び、「医行為」に伴うリスクについての知識と介護福祉士としての対処方法を習得する。	2前	15	1		○		○		○	○	
40	○			介護福祉ゼミⅠ	生涯学習に向けた自己学習の仕方を養い、学びを楽しむ力と学習習慣の涵養を目指す科目。	1後	30	2		○		○		○		
41	○			介護福祉ゼミⅡ	生涯学習に向けた自己学習の仕方を養い、学びを楽しむ力と学習習慣の涵養を目指す科目。	2後	30	2		○		○		○		
42			○	医療的ケアⅢ	医療ケアを実践するために必要な「認定特定行為業務従事者認定証」を取得するための実地研修です。	2後	30	1			○		○	○		○
合計					42 科目			1980 単位（単位時間）								

卒業要件及び履修方法	授業期間等
卒業要件： 修業年限以上在学し、介護福祉士資格取得に必要な全教科の単位を修得し、かつ1700時間相当の単位数の修得が必要	１学年の学期区分　2 期
履修方法： 各科目指定の方法（通学、オンライン授業等）にて履修	１学期の授業期間　15 週

（留意事項）

１　一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。

２　企業等との連携については、実施要項の３（３）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。